3　第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
4　第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
（電磁的記録による縦覧等）
第5条　県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
2　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
（電磁的記録による作成等）
第6条　県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。
2　前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
3　第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）
第7条　県の機関は、少なくとも毎年度1回、当該県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
（委任）
第8条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成17年3月1日から施行する。
（熊本県種雄畜条例の一部改正）
2　熊本県種雄畜条例（昭和28年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。
前項の規定にかかわらず、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合には、正副2通が提出されたものとみなす。
（熊本県職員団体の登録に関する条例の一部改正）
3　熊本県職員団体の登録に関する条例（昭和41年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第4条第2項中「正副2通の」を削る。
（熊本県行政手続条例の一部改正）
4　熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「添付書類」の次に「その他申請の内容」を加える。
第33条第3項第2号中「含む。)」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年12月24日
熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第65号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第1条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表第41号事務の欄中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改め、同欄（1）を次のように改める。
（1）条例第18条第1項（特定建築物及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条

第2号に規定する路外駐車場（特殊の装置を用いるものを除く。）に係るものに限る。）及び第3項の規定による指導及び助言に関する事務

別表第41号事務の欄（3）中「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

第2条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2号市町村等の欄、第6号市町村等の欄及び第34号市町村等の欄中「、田浦町」を削る。

第3条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2号市町村等の欄、第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、不知火町」及び「、松橋町、小川町」を削り、同表第6号市町村等の欄中「、三角町、不知火町」を「、宇城市」に改め、同表第34号市町村等の欄中「、三角町」を「、宇城市」に改め、同表第40号市町村等の欄中「宇土市」の次に「、宇城市」を加え、「、松橋町、小川町」及び「、鹿本町、鹿央町」を削る。

第4条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第7号市町村等の欄及び第14号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「菊池市、七城町、旭志村、大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町、」を、「除く。）」の次に「、菊池広域連合」を加える。

第5条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2号市町村等の欄中「、波野村」及び「、阿蘇町」を削り、同表第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、阿蘇町」を削る。

第6条　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2号市町村等の欄、第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、泗水町」を削り、同表第7号市町村等の欄、第14号市町村等の欄及び第40号市町村等の欄中「、七城町、旭志村」及び「、泗水町」を削る。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）　第1条の規定　公布の日
（2）　第2条の規定　平成17年1月1日
（3）　第3条の規定　平成17年1月15日
（4）　第4条の規定　平成17年2月1日
（5）　第5条の規定　平成17年2月11日
（6）　第6条の規定　菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日

熊本県家畜保健衛生所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第66号

熊本県家畜保健衛生所条例等の一部を改正する条例

（熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正）

第1条　熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県中央家畜保健衛生所の項中「宇土郡」を「宇城市」に改め、同表熊本県阿蘇家畜保健衛生所の項位置の欄中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に改め、同項管轄区域の欄中「阿蘇郡」を「阿蘇市、阿蘇郡」に改める。

（熊本県福祉事務所設置条例の一部改正）

第2条　熊本県福祉事務所設置条例（昭和26年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県宇城福祉事務所の項中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改め、「宇土郡及び」を削り、同表熊本県阿蘇福祉事務所の項中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に改める。

（熊本県地域農業改良普及センター設置条例の一部改正）

第3条　熊本県地域農業改良普及センター設置条例（昭和33年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県宇城農業改良普及センターの項中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に、「宇土郡」を「宇城市」に改め、同表熊本県阿蘇農業改良普及センターの項位置の欄中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に改め、同項管轄区域の欄中「阿蘇郡」を「阿蘇市及び阿蘇郡」に改める。

（熊本県保健所条例の一部改正）

第4条　熊本県保健所条例（昭和39年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県阿蘇保健所の項中「

阿蘇郡阿蘇町	阿蘇郡

」を「

阿蘇市	阿蘇市 阿蘇郡

」